

市有財産(施設)運用管理 マスタープラン

巻末資料

5) 地域説明会資料

概要



市有財産(施設)運用管理 マスタープラン(案) ～市有施設見直し方針について～

平成25年3月

中津川市

マスタープラン(案)

≪目次≫

- 中津川市の概要
- マスタープラン策定の背景
 - ①財政上の課題
 - ②人口推移の課題
 - ③施設の課題
- マスタープラン策定の目的
- 対象施設
- 基本方針
- 見直しの目標
- 方向性
- (参考)マスタープランの効果



〇〇公民館(昭和三十五年)



□□事務所(昭和三十九年)

中津川市の概要

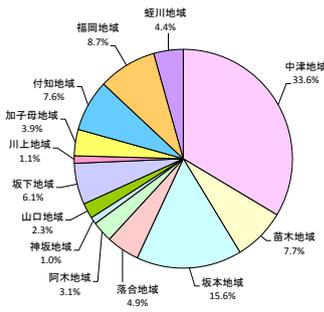
■ 平成の大合併から8年が経過



地域名	旧町村名	合併年月日
中津地域	恵那郡中津町	昭和26年4月1日
苗木地域	恵那郡苗木町	
坂本地域	恵那郡坂本村	昭和29年7月10日
落合地域	恵那郡落合村	昭和31年9月30日
阿木地域	恵那郡阿木村	昭和32年11月1日
神坂地域	長野県 西筑摩郡神坂村	昭和33年10月15日
山口地域	長野県 木曾郡山口村	
坂下地域	恵那郡坂下町	
川上地域	恵那郡川上村	
加子母地域	恵那郡加子母村	平成17年2月13日
付知地域	恵那郡付知町	
福岡地域	恵那郡福岡町	
蛭川地域	恵那郡蛭川村	

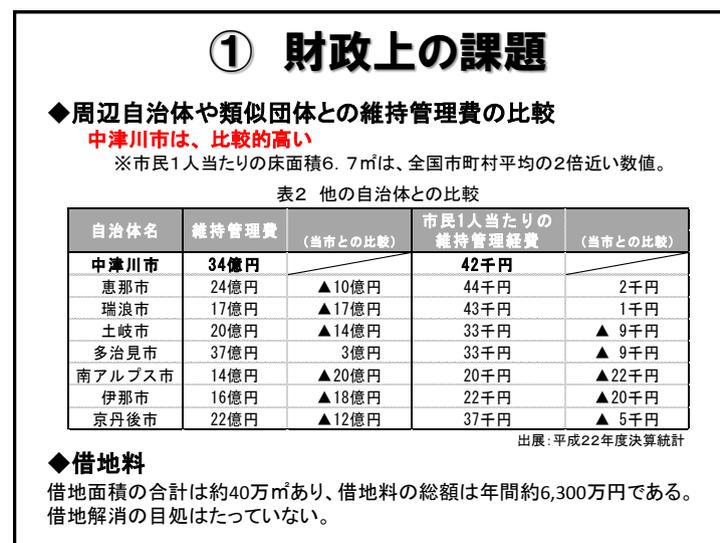
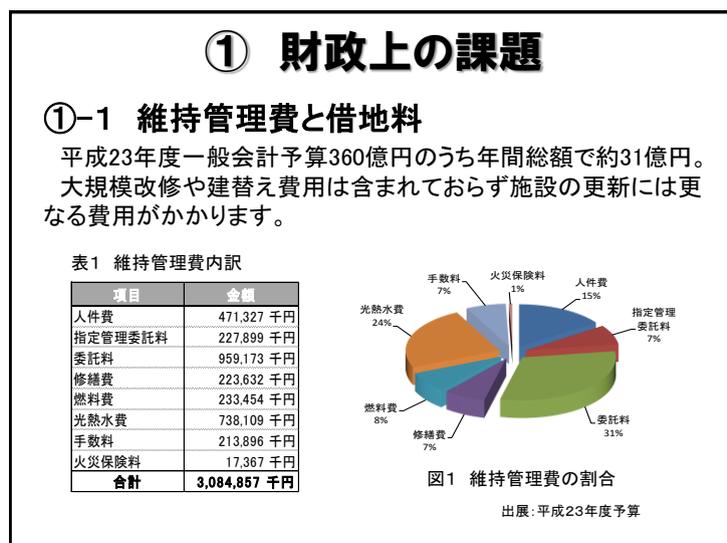
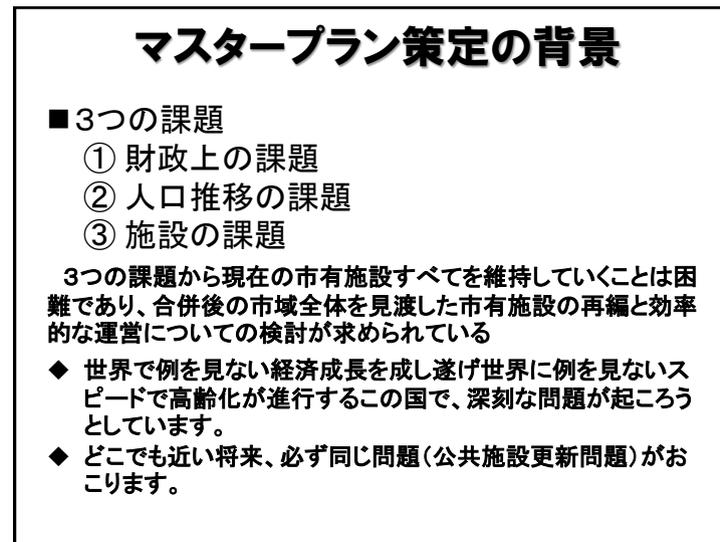
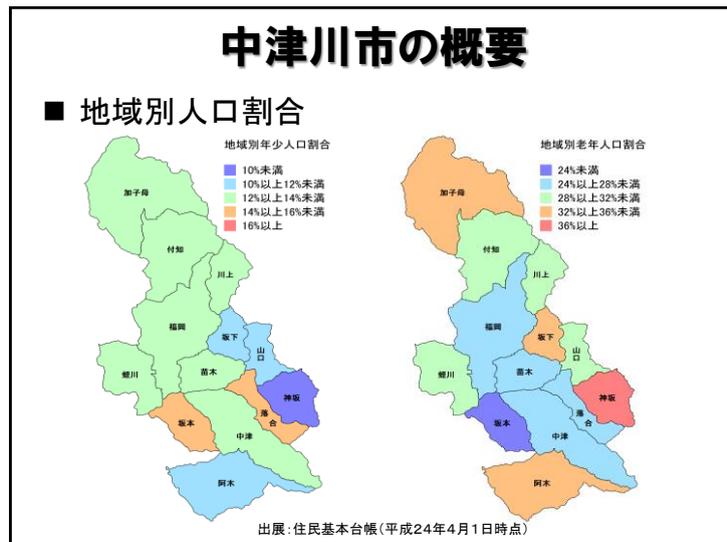
中津川市の概要

■ 人口



地域	人口		合計
	男	女	
中津	13,344人	14,215人	27,559人
苗木	3,095人	3,254人	6,349人
坂本	6,339人	6,493人	12,832人
落合	1,980人	2,043人	4,023人
阿木	1,197人	1,329人	2,526人
神坂	389人	451人	840人
山口	904人	968人	1,872人
坂下	2,451人	2,560人	5,011人
川上	443人	462人	905人
加子母	1,532人	1,660人	3,192人
付知	2,996人	3,267人	6,263人
福岡	3,455人	3,667人	7,122人
蛭川	1,726人	1,859人	3,585人
総計	39,851人	42,228人	82,079人

出典:住民基本台帳(平成24年4月1日時点)



① 財政上の課題

①-2 普通交付税の合併算定替の期限

合併により普通交付税の増額される10年間で平成26年で終了し平成32年度まで段階的に減少する

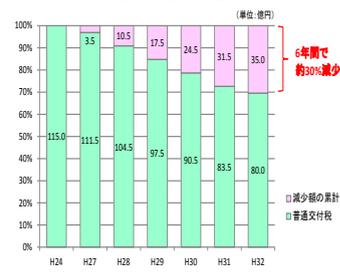


図2 普通交付税減少額の推移

歳入の減少に見合う大幅な歳出削減が必要

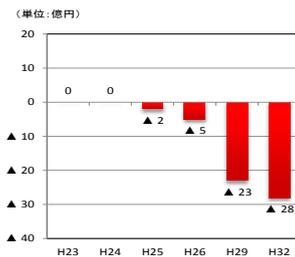


図3 財政見通しの歳出歳入差額

②人口推移の課題

②-1 人口の減少 (若手政策塾「かやの木政策塾」人口検討会H23.5作成)

かつては8万5千人を超えていたが、平成47年には約6万7千人まで減少すると予想されている。(若手政策塾「かやの木政策塾」人口検討会 H23.5作成) 30年間で22%の減少となっている。

参考:人口問題研究所(H23.3推計) 平成47年には約6万2,500人まで減少予測

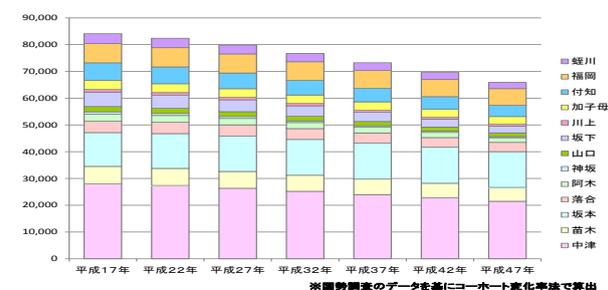


図4 中津川市の人口予測

②人口推移の課題

②-2 少子高齢化

平成17年と、平成47年予測の人口ピラミッドを重ねた図。少子高齢化が顕著に進んでいる。

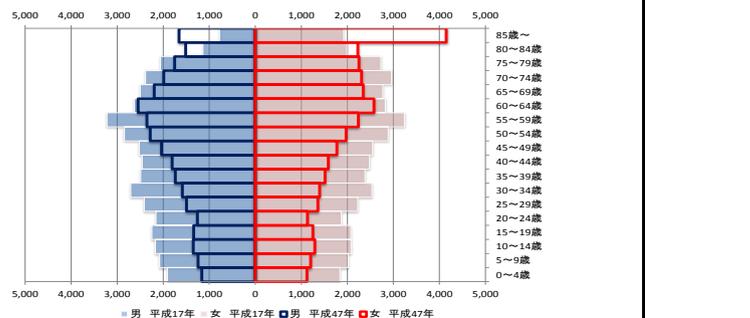


図5 人口ピラミッド比較

②人口推移の課題

H47の65歳以上は、37.8%と推測
人口問題研究所

◆高齢化社会 65歳以上の人口割合27.6%
(平成2年⇒平成24年 11.6%の増)

病院、老人ホーム、デイサービスセンターなどの健康福祉施設の需要が高まり、高齢者向け施設の充実が必要。

◆少子化社会 15歳未満の人口割合13.5%
(平成2年⇒平成24年 5.5%の減)

小規模学校の増加が予測される。子どもたちのよりよい教育環境を維持するため、統合などによる適正化も必要。

※人口割合は、住民基本台帳(H24.4.1時点)による。

H47の65歳以上は、10.5%と推測
人口問題研究所

③ 施設の課題

③-1 施設の規模

全国の平均値、類似団体の平均値と比べて2倍近い

団体	一人あたりの床面積(㎡/人)
中津川市	6.70
全国市町村の平均値	3.42
人口規模同等自治体	3.40

③-2 同種施設の重複

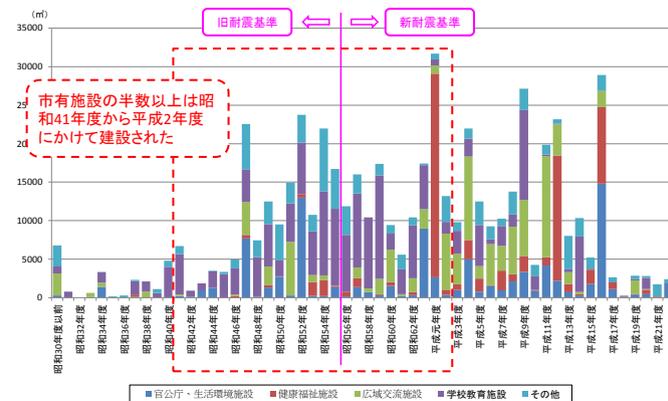
平成17年の合併前は、各市町村で個別に施設の整備をおこなってきたため、目的が重複する施設を複数所有している。

【例】

施設の種類	設置地域
B&G	福岡、付知、加子母
弓道場	中津、坂下、川上、加子母、付知、福岡
グラウンド	市内各地域
福祉関係施設	市内各地域

③ 施設の課題

③-3 施設の老朽化



③ 施設の課題

③-4 耐震補強の対策

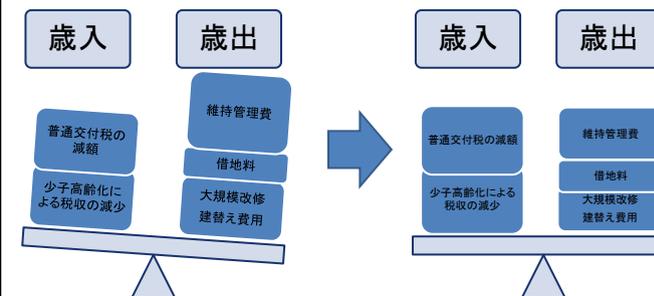
ほぼ全ての建物が耐震化されている施設もあるが、地域コミュニティ施設や生活環境施設では、耐震未対応となっている施設もあり、市有施設には、災害対策の拠点や避難所となる施設多い。市民の安全を守るために、耐震化未対応施設の耐震補強や建替えが必要である。

施設の種類	耐震建物が占める割合
学校教育施設	約 99 %
健康福祉施設	約 99 %
広域交流施設	約 90 %
市営住宅	約 90 %
農林業生産・普及施設	約 87 %
官公庁、公益的施設	約 81 %
地域コミュニティ施設	約 70 %
生活環境施設	約 60 %

※施設内の主要建物全てが耐震化済み(予定)のものを耐震建物として、床面積の割合を算出

マスタープラン策定の目的

◆収支のバランスがとれた堅実な行財政運営を行うためには、歳入の減少に見合う大幅な歳出削減を行う必要がある。



マスタープラン策定の目的

- 最適な市有施設の配置を明らかにし維持管理費の削減をおこなう。

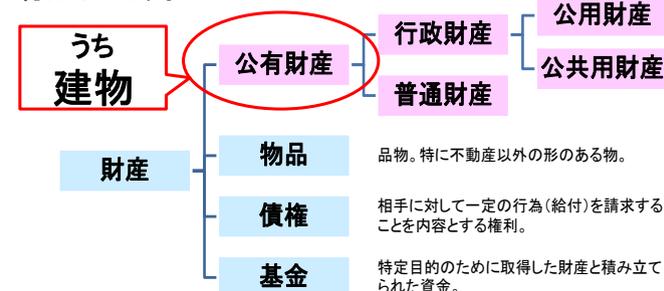


- 再編計画の期間は、『今後20年間』とする。
平成26年度～平成45年度

対象施設

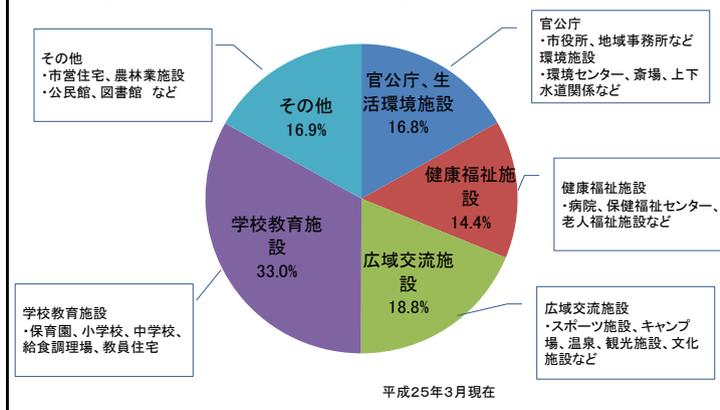
■ 市有施設

市域全体で665施設、その建物は1,753棟、床面積の総計は、約55万㎡です。



対象施設

■ 分野別延べ床面積割合



対象施設

■ 地域別対象施設数

	中津(西)	中津(東)	中津(南)	龍木	坂本	落合	阿木	神坂	山口	坂下	川上	加子母	付知	福岡	堀川	合計
官公庁・公益的施設	3	3	14	4	7	6	5	2	8	12	10	14	13	12	11	124
生活環境施設	8	4	5	4	4	4	8	1	16	12	6	18	15	22	6	133
健康福祉施設	4	2	3	1	2	1	0	1	4	14	2	5	6	5	6	56
地域コミュニティ施設	0	0	1	3	4	2	2	3	1	3	2	1	3	7	4	36
広域交流施設	6	3	6	6	7	1	1	3	11	7	10	17	13	8	8	107
市営住宅	8	4	3	2	1	1	1	2	5	9	9	12	9	11	4	81
学校教育施設	8	5	7	7	6	7	9	6	6	7	4	8	10	15	7	112
農林業生産・普及施設	0	0	1	0	0	1	0	0	2	2	0	5	2	1	2	16
合計	37	21	40	27	31	23	26	18	53	66	43	80	71	81	48	665
人口	27559			6349	12832	4023	2526	840	1872	5011	905	3192	6263	7122	3585	82079
人/1施設	281			235	414	175	97	47	35	76	21	40	88	88	75	123

基本方針

【基本方針1】 市有施設の削減

市有施設の維持管理に必要な費用を減らすために、施設の数と規模を削減する。

【基本方針2】 施設運営の効率化

行政サービスの質を低下させずに費用を削減するために、施設運営を効率化する。

【基本方針3】 計画的な施設の維持更新

厳しい財政状況の中で施設を維持して行政サービスを提供するために、建物の老朽化の度合いや耐震対策の状況を把握し、計画的に施設の維持更新を行う。

市有施設見直しの目標

- 基本方針を実現するために、現状の市有施設について見直しを行う。
市有施設の見直しにあたって、次の3つの目標を定める。

【目標1】 施設の統合、縮小および廃止

【目標2】 施設の民営化、民間委託

【目標3】 市有財産としての利活用の推進

再編・管理の方向性

対象地域	再編の方向性	管理の方向性	施設の具体例
全市型施設 中津川市全域 (恵那市や木曽郡も含む) 中津川市内の複数地区・地域	原則として用途別に1施設 原則として用途別に複数の地区・地域で1施設	中津川市にて直接管理 ※ただし、可能であれば長期移譲	本庁舎、にぎわいプラザ、集落ふれあいセンター、市民病院、中津川公園、環境センター、衛生センター、道徳センター、火葬場、保健福祉総合施設(児童・母子センター)、消防署、診療所、事務所、総合事務所、公民館、中津川小学校、老人福祉施設、児童センター、集落施設、遊歩施設
コミュニティ型施設 中津川市内の地区内・地域内(学区単位) 集落単位	既存施設の耐用年数などを考慮して統合・複合化 必要に応じて存廃を判断	原則として地域移譲 中津川市にて直接管理	歴史・郷土芸能、博物館・美術館、市営住宅、農林業生産普及施設、野外レクリエーションセンター、キャンプ場、コテージ、水道施設、下水道施設
個別型施設 不特定地域	施設ごとに存廃を判断	原則として民間移譲	集落・遊歩施設、観光情報施設、水道施設、下水道施設
インフラ型施設	再編の対象外	中津川市にて直接管理	水道施設、下水道施設

再編・管理の方向性

施設分野・施設用途ごとの基本方針

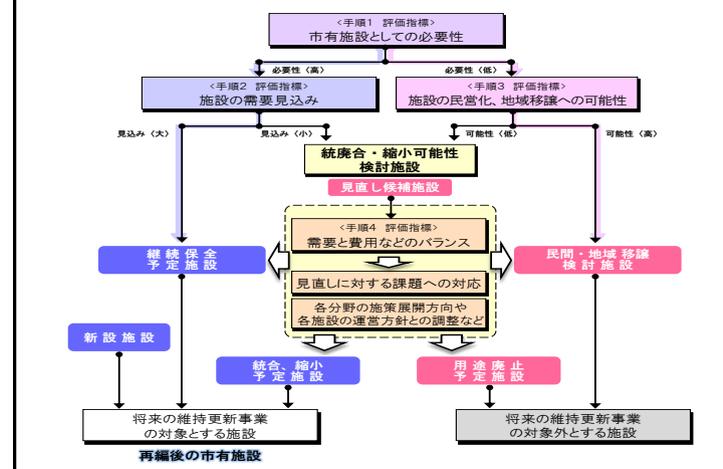
施設分野	施設用途	施設類型	基本方針
1 官公庁・公益的施設	庁舎、地域事務所	全市型 コミュニティ型	原則的に今後も中津川市にて維持する。市役所本庁舎に付属する分室については段階的に用途廃止する。一部の地域事務所でも用途の施設との統合を行う。
	消防署・分署	全市型	他の施設との統合により施設機能を複合化し、消防および防災の拠点として施設を維持更新する。
	消防団詰所	コミュニティ型	地域ごとに効率的な施設配置を見直し、統合を行って詰所数を削減する。
	防災倉庫	個別型	統合を検討している施設を除いて今後も中津川市にて保全し、災害に備える。
	その他事務所施設	個別型	老朽化が進んでいる施設を更新時期や利用状況に応じて用途廃止する。
2 生活環境施設	環境・衛生センター	全市型	施設の集中と拠点化を行うために、拠点となる施設を建築し、他の施設は統合や用途廃止を行う。
	火葬場	全市型	施設の集中と拠点化を目標として、拠点施設の建築を行い、他の火葬場については用途廃止する。
	上水道施設 下水道施設	インフラ型	効率的な運用をしながら、すべての施設を中津川市にて維持、保全する。
	病院・診療所等	全市型 コミュニティ型	地域保健医療計画に基づき施設の検討を行う。
3 健康福祉施設	保健福祉総合施設	全市型	今後も中津川市にて継続保全する。
	老人福祉施設	コミュニティ型	介護サービスを提供する施設については、民間施設の進出状況など地域性を考慮に入れつつ、積極的に民間へ移譲する。その他の施設も、利用状況を考慮して地域へ移譲する。
	児童・母子福祉施設	全市型	子育て支援センターや児童館については中津川市が継続保全し、耐用年数を迎える施設についても建築を行う。
	障がい者福祉施設	全市型	民間または地域へ移譲し、発達支援センターについては中津川市が継続保全する。
	医師住宅	個別型	看護師宿舎および児童福祉施設用託児所については、今後も中津川市にて継続保全するが、他の医師住宅については用途廃止を進める。
4 地域コミュニティ施設	公民館・図書館	コミュニティ型	今後も中津川市にて維持する。一部の公民館は、他用途の施設と統合して施設機能を複合化する。
	集落施設・研修施設等	コミュニティ型	地域で維持管理と運営を行うことを基本方針とし、原則的に地域移譲する。市営住宅の集落場については、市営住宅と合わせて中津川市が継続保全する。

再編・管理の方向性

施設分野・施設用途ごとの基本方針

施設分野	施設用途	施設類型	基本方針
5 広域交流施設	スポーツ施設	全市型 コミュニティ型	原則として中津川市の施設として維持していくが、民間または地域へ管理を任せられるものは移譲し、統合による適切な施設配置を行う。
	キャンプ場・コテージ	個別型	既に用途廃止を進めている施設を除き、全て民間へ移譲する。
	野外レクリエーション施設	個別型	民間移譲可能なものは民間へ移譲し、不可能な施設は段階的に用途廃止する。
	保養・温泉活用施設	個別型	老人福祉施策に関わる施設を除いて、民間へ移譲を検討する。
	観光物産等施設	個別型	現在検討中の施設を除き、全て民間へ移譲する。
	歴史・郷土芸術関連施設	個別型	原則的に今後中津川市にて継続的に保全する。
6 市営住宅	博物館・美術館等	個別型	今後も中津川市にて保全する。ただし、平成25年度策定予定の文化振興ビジョンを考慮に入れる。
	体験・文化交流施設	個別型	基本的には中津川市にて継続保全するが、老朽化が著しい施設は用途廃止する。
	公営住宅	個別型	移譲可能な住宅については民間へ払い下げ、老朽化した住宅については段階的に用途廃止を行う。
7 学校教育施設	特定公共賃貸住宅	個別型	移譲可能な住宅については、民間へ払い下げる。
	地域優良賃貸住宅	個別型	今後も市営住宅として継続保全する。
	若者定住促進住宅	個別型	全ての住宅について中津川市が継続保全する。
	市営単独住宅	個別型	移譲可能な住宅については民間へ払い下げ、老朽化した住宅については段階的に用途廃止を行う。
8 農林業生産・普及施設	小学校・中学校・幼稚園・保育園・給食調理場	コミュニティ型	現在策定中の学校規模等適正化計画に従い、再編を行う。
	高等学校	個別型	今後も中津川市にて維持する。
8 農林業生産・普及施設	教員住宅	個別型	各地域における民間の住宅供給状況に応じて削減を図る。
	農産物加工施設	個別型	民間へ移譲する。
	農林業普及施設	個別型	利用状況や更新時期に応じて用途廃止または民間移譲を行う。

見直しの手順



見直しの手順

○ 見直し方針と選定基準による再編方針

再編方針	継続保全	統合・縮小	用途廃止	民間・地域移譲	検討中
	長寿命化を図りながら継続して使用	同じ用途の施設との統合や規模の縮小	取り壊しまたは用途変更	民間への売却または地域へ移譲	計画策定などで再編方針を検討中
施設数	325	68	106	60	106

(参考)マスタープランの効果

○ 市有施設をすべて更新した場合と、マスタープランによる再編後の費用比較 (中津川市行政管理課試算)

